

都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号
電話: 0554-43-4341(代)
FAX: 0554-43-9844
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

評伝 恒藤 恭 (十)

A Critical Biography of TSUNETO KYO (Part 10)

関 口 安 義
SEKIGUCHI Yasuyoshi

第十二章 憲法擁護と平和への願い

一 憲法問題

改憲問題

一九五一（昭和二六）年九月八日に対日平和条約および日米安全保障条約が調印されたことは、すでにふれた。平和条約は日本を含む四十九か国が調印し、ソ連・チェコ・ポーランドが調印を拒否した。両条約は翌年四月二十八日に発効する。恒藤恭の戦後は、新制大学である大阪市立大学の運営と日本国憲法の擁護にあったと言えようか。彼の憲法に関する論議は数多いが、その中で一九四九（昭

和二四）年から一九六〇（昭和三五）年までの間に、岩波書店刊行の雑誌『世界』に寄せた論文七編を収録したが、『憲法問題 その解決の基準は何か』（岩波新書、一九六四・一二）である。この本の「まえがき」に恒藤恭は、日本国憲法についての所信を、次のように述べている。

日本国憲法の原案の作成は、連合国総司令部の助言にもとづいて為されたものであったにもせよ、新しい平和的・民主的憲法の公布をよろこんで迎えた日本国民の心持は、突きつめた、純粹なものであった。外国の側から押しつけられた憲法だといふようなことではなく、日本民族の歴史的運命のめぐりあわせから生まれ、日本民族が絶大の戦禍から立ち上がって、真に更生の途を進んで行くための正しい道しるべを与えるところの、

いわば、とうとい授かりものとして、すなおな、真剣な心持ちで、国民は新憲法をつけ入れたのであり、現在からかえりみても、そのような国民の直感は、大体において的確かつ妥当なものであった、とおもつ。

日本国憲法が公布されてから幾年かを経過するにつれて、さまざまの政党的または階級的利害関係のわずらわしい諸事情のからみあいが生じてから、さまざまの邪念やかたよった感情が、一部の国民のあいだにあらわれ、「新憲法は外国の側から否応なしに押しつけられたものであるから、日本人の自主的な立場において改正されねばならぬ」という主張が提起されるにいたった。その反面には、「力ずくによる平和」の確保を目ざす米国の世界政策が、強大な圧力をもって日本の再軍備を要請するようになった事態が、そうした一部の国民の主張を無言のうち

に勢いづけたことは明らかである。

右に述べられた内容は、二〇〇〇年代を迎えたこんにち、少しも色あせていない。「新しい平和的・民主的憲法の公布をよるこんで迎えた日本国民の心持ちは、突きつめた、純粹なものであった」と彼は言い、押しつけ憲法と見るべきでなく、道しるべとして国民は新憲法を受け入れたのだとする。そして、「現在からかえりみても、そのような国民の直感は、大体において的確かつ妥当なものであった、とおもつ」とも言つ。

二〇〇〇（平成一二）年五月三日の『朝日新聞』は、日本国憲法の草案起草に携わった元連合国軍総司令部（GHQ）民政局員、ヘアテ・シロタ・ゴートン、リチャード・プール、ミルトン・エスマ

ンの三人の証言を伝えている。前二者は、参院憲法調査会が開かれた際に招かれての直接の証言で、最後の一人は会に寄せられたメッセージである。直接証言した二人は、いずれも「押しつけ」を否定、「日本国憲法は国民に押しつけられたとは言えない、進歩的男性や少数の目覚めた女性は、国民の権利を記した憲法を望んでいた」（ゴートン）、「憲法起草過程より、その結果に焦点を当てることが重要だ」（プール）、と述べたとされるが、それは恒藤恭の右の所信とも響き合う。

恒藤恭は憲法改正の動きに対して、「国民の総意によって承認されるのでなければ、憲法の改正は決して実現されえない」と言つ。さらに憲法改正における「政治的条件」を問題とする。彼は次のように明快に述べる。

日米新安保条約のために、わが国が米国に対して高度の従属関係に立っているかぎりには、日本国民の真実の総意に合致するようなしかたで憲法改正が行われ得るための十分な条件が欠けている状態が持続する。だから、日本国民が真に自主的な立場から日本国憲法を再検討し、その改正に着手すべき時期は現在未だ到来していない、という認識こそは、憲法問題、とりわけ改憲問題を解決するための基準であると考えられるのである。

恒藤恭は早い時期から「講和の方式については全面講和」を、「安全保障の形態としては永世中立が最も適当」と考えていた（対日講和の方式と安全保障の形態）『世界』一九五〇・四。その立場から彼は日米安保体制を批判し、日本国憲法を擁護するのであった。そ

れは「憲法と再軍備の問題」、『展望』一九五一年・三）などでも繰り返し述べられることもあった。

憲法の危機

一九五五（昭和三〇）年六月二十七日、憲法調査会法案が清瀬一郎ほか四名によって衆議院に提出された。結果は審議未了となるのだが、法案が提出されるであろうことを知った恒藤恭は、危機意識を抱いて「憲法調査会法案の要綱を見て」という文章を『中部日本新聞』（一九五五・六・二〇）その他、『北海道新聞』『西日本新聞』に寄せる。彼は提出に先立って発表された要綱を見て、危機感を募らせて、この時評を書いたのである。

そこで彼は、「今後この要綱に基いて作成された法案がいかなる成り行きをたどるであろうか」ということは、もとより確実に予想することはできないけれど、いろいろの事情を考え合わせると、法案が国会に提出された場合には両院で可決される公算がかなり大きいように思われる」と言い、憲法調査会が成立すると、「憲法の存立の基礎を危くするような憂慮すべき事態にみちびく怖れが多分にある」と懸念する。

法案の要綱を見ると、憲法調査会は国会議員三十人および学識経験者二十人の範囲内で、内閣総理大臣の任命する委員をもって組織されるものとなっている。また会の任務は、「日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣および内閣を通じて国会に報告する」ことにある。

恒藤恭は調査会の意図は、軍備の復活や元首性の復活をはじめとして、「大幅な逆行的憲法改正を望ましいとする報告の作成」に導

くことが意図されていると見抜く。しかも、国会議員の委員は政党の議員数に比例して選任され、学識経験者の委員は首相が選任するにあつては、調査会が発足すると、すでに暗黙のうちに意図されている方向に進んでいく公算は大であると推測する。ここに彼は憲法の危機を強く感じているのである。

日本国憲法の意味や位相を、恒藤恭はしっかり認識していた。その成立や歴史の意味や画期的な条項について、この時評では次のように述べている。

日本国憲法が、連合諸国による保障占領の行われている時期に、連合諸国の側からの圧力を受けつつ制定されたこと、いいかえると、日本国民だけの自発的意志に基いて制定されなかつたことは、きわめて遺憾である。しかしながら、平和的民主国家として日本を建て直すという歴史的大事業を遂行するために必要かつ合目的な諸制度を定めた優秀な憲法として、一般国民が心から喜んでそれを受け入れたことも否定しえない事実である。とりわけ、それは旧憲法に比較して超階級の色彩が顕著であることを力説したいと思う。もちろん、資本主義経済体制の存続を肯定する立場から制定されたものである以上、階級的色彩を帯びていることは明らかであるけれど、戦争を否定し、軍備を禁止する画期的な条項をかがげ、さまざまの社会的、経済的基本権を保障するなど、旧憲法にくらべてはるかに進歩的な内容をもつものとして、日本国憲法は被支配階級の幸福と利益を深く尊重する精神を内包している。革新諸政党が憲法改悪に極力反対し、憲法擁護の運動を熱心に展開している事実が、そ

ことを実証しているのではなからうか。

前年(一九五四)の憲法記念日に、彼は『中部日本新聞』『北海道新聞』『西日本新聞』に時評(「暗い憲法記念日」「不正と汚職を排せ」などの見出しがつく)を寄せ、憲法をめぐる懸念すべき動きに言及していた。「最近の政局の成行きは、日本国憲法のかかげている民主政治の理念とは全く逆な方向へと、現在の日本の政治が動いていることを、まざまざと私たち国民に見せつける以外のものではない」と彼は言い、党利党略を目ざして動く政治家の再軍備論を論難し、大事なものは平和的民主憲法の堅持だとする。そして、「党利党略本意の立場からなされる憲法改悪の企てをきびしく排除する」ことを訴えていた。

それは先の「憲法調査会法案の要綱を見て」と響くものであり、戦後早い時期の論文「新憲法の民主的性格」(『旭影』一九四七・四)や、のちの「憲法の問題について 日本国憲法に即して見た法の問題」(『法学雑誌』一九六一・七)などにも通い合う。これらの論を貫くものは、日米安全保障条約批判であった。

二 日米安保体制批判

憲法問題研究会

一九五八(昭和三三)年五月二十八日の日付で、恒藤恭は大内兵衛・茅誠司・清宮四郎・宮沢俊義・矢内原忠雄・湯川秀樹・我妻栄との連名で「憲法問題研究会設立についての勧誘状」を各界有志に

送る。右の八名は発起人という立場である。勧誘状の前文は以下のようになっている。

御承知のとおり、ここ数年来、憲法改正の主張が一部の人人によって唱えられ、現在この問題は、多くの国民の強い関心のようになっております。憲法が一国の政治と国民生活を左右する重大な基盤であることをおもうとき、憲法問題をいかに考えるかは、広く国民各層に共通する重要な課題といえましょう。

こうした状況のなかにあつて、政府は、昨年夏、憲法調査会を設け、この問題の検討に着手しはじめました。調査会は、その後、総会と分科会をひきつづいて開き、現行憲法の制定事情とその基本原理について、種々の検討を加え、今日に及んでいます。けれども、その発足の事情、ならびに、これに参加している委員の選択をみると、この調査会が、現在の憲法問題に対する広汎な民意と正しい良識とを必ずしも代表していないかのようであります。調査会にあらわれているすべての意見に反対するわけではありませんが、一国の運命に強い影響を及ぼす憲法問題が、特定の立場からのみ解釈され検討されていることは、まことに遺憾というほかはありません。

もとより、現在の憲法が制定された当時を顧みるとき、その環境が私たちの国民感情を十分充たしえなかったことを理解しないわけではありません。けれども、おびただしい貴重な人命の喪失と、惨澹たる焼土を犠牲として生れ出たこの憲法が平和、民主、人權の三原則を掲げたとき、敗戦後の虚脱状態にあつた国民は、この憲法をもって新生日本の基礎とすることに、新し

い感激と覚悟を抱いたことも事実であります。以来十年、この憲法の原理は、徐々たる歩みとはいえ、国民生活のあらゆる分野に平和と自由の恵沢をあたえ、人間活動の見えない原動力となってきました。

いまでもこの憲法の諸篇章の解釈が、一部の見解によって歪められ、やがて、それが公式解釈として世論を支配するようにでもなれば、日本の再生に尽した国民の十年間にわたる努力は空しく挫折し、私たちの希求する平和と自由の原理は、ついに発展を阻止されるに至るであります。多くの国民が、憲法改正問題の前途に深い関心を抱いているのも、こうした理由に基くものと思えます。

私たちは、こうした事態の招来を未然に防ぎたいという意図の下に、憲法の基本原理とその各章の意味をできるだけ正確に研究し、この問題に関心を抱く国民各層の参考に供したいと考えました。そのため、憲法学およびその他の法学、政治学ならびに隣接科学の良識ある研究者にご参会いただき、憲法問題を諸種類の角度から研究したいと思えます。私たち八名の発起人は、貴下が、その専門的な学識と国民的良識とをもってこの会に参加されることを切望する次第であります。

幸に御賛同を得ることができれば、来る六月八日(日曜日)午後二時より学士会館(神田)において最初の会合をもち、今後の研究方針について御意見を承りたいと存じます。

以後恒藤恭は、この研究会を足場に積極的に憲法擁護の発言を続ける。憲法問題研究会は一九六〇年の日米安保条約改定に際して、

二度声明を発表している。初めは五月三日の憲法記念日に、慎重審議を要望するものであった。が、五月十九日の夜、憲法の基本原理である議会政治の原則と慣行を無視するかたちで強行採決が行われるに及び、「即刻、衆議院を解散し、安保改定と強行採決とに対する民意を問うべき」との二度目の声明を出すことになる。

恒藤恭は日本国憲法を擁護する立場から憲法問題研究会を同志とともに発足させ、同時にしばしば総合雑誌などに所信を表明した。一九五九(昭和三四)年十一月号の『世界』には、「安保条約改定と日本人の良識」という文章を寄せている。ここには時流に敏感に反応する法哲学者がいる。彼は当時の岸信介首相および自民党主流派が、是が非でも安保条約改定を遂行しようとしているのは、自分たちの立場、およびそれと結びついている階層の立場を守ることに汲々しているとの非難をまぬがれることができないと言う。この年岸首相は、一か月にわたるヨーロッパ、中南米諸国の訪問旅行を終え、八月十一日に帰国、九月八日に開かれた自民党の七役会議で、「安保条約の改定は、どんな障害があっても絶対に実行する」と述べていた。

新安保は日本の再軍備強化につながり、アメリカとの長期にわたる軍事同盟関係に入ることを意味した。同時にそれは中国敵視策にもつながるものがあったのである。恒藤恭はソ連のフルシチョフ首相のアメリカ訪問、九月十七日の国連総会での軍縮提案、次いで行われるはずのアメリカ大統領アイゼンハワーのソ連訪問などの世界の動きを念頭に、「国際政治の世界的な動きの巨大な流れが、両国家群のあいだのけわしい深刻な緊張をしないで一層緩和せしめる方向に進みつつあることは、否定され得ない客観的事態である」と言

い、安保改定を是が非でもしよつとするのは、世界情勢を無視したものと断罪する。

「軍事同盟としての色彩の濃厚な日米安保条約は、暗黙のうちには中国を仮想敵国とみとめている」と恒藤恭は言う。そして「すべて中国を仮想敵国として前提する見地から締結され、日本国憲法の精神と全く背馳する内容をもち、わが国の正常的なありかたをゆがめ、すこやかな民主的発展のさまたげとなっている日米安保条約が、なるべく速かに解消されることを、当然にも要望するはずである」と主張する。

むろん国際法の研究者でもある彼は、条約を一方的に廃棄するのは、国際法無視であり、国際信義に反することも知っていた。そこで「政府と国民とが一致協力して、米国の側を説得し相互の了解により条約の解消をもたらすよう、あらゆる努力をつくすことこそは、正しい問題の解決のしかたである」との提言がなされるのである。

憲法問題の第一課題

先に紹介した恒藤恭の『憲法問題 その解決の基準は何か』(岩波新書、一九六四・一二)は、憲法問題を考える時に、いまもつて色あせない貴重な本の一つである。内容は以下のようになっている。前述のように、初出掲載誌はすべて『世界』である。

- 一 戦争放棄の問題(上)(下) 一九四九年五、六月
- 二 日本民族の更生の途 一九五二年三月
- 三 憲法と新しい道徳基準 一九五二年四月
- 四 平和憲法と日本の運命 一九五三年十月

五 平和憲法と国民の真情 一九五七年六月

六 憲法問題解決の基準 一九五九年三月

七 平和憲法と最高裁の使命 一九六〇年二月

これらはいずれもその時々状況に応じて書かれたものながら、一貫しているのは、日本国憲法擁護と日米安保条約批判である。「平和憲法と日本の運命」で恒藤恭は、新憲法が連合国総司令部の圧力の下に成ったとはいえ、「あたらしい日本の平和的・民主的成長のために役だち得るような優秀な憲法が制定され、実施されるにいたったことは、われわれ国民にとって、大いなる幸運であった、といわざるを得ない」といい、旧憲法との比較の上で新憲法の優秀性を力説する。特に第九条、戦争の放棄の条目は、従来のはずれの国の憲法にも「ほとんど類例を見ない」として、高く評価するのである。

また「平和憲法と国民の真情」では、再軍備にかかわって、アメリカの要請による憲法改正の是非を問題とする。彼は「日米安全保障条約や、日米行政協定などにもとづいて、日本は依然として米国に対し高度の政治的従属の地位にたっており、そのために憲法に違反する事実上の再軍備を持続するだけでなく、たえずその増強を強要されている。かような状況のもとで、米国の意向に応じて憲法改正を問題とすることは、とりかえしのつかない、いつまでもわざわざ残すような重大なあやまちをおかすおそれがきわめて大きい」とその見解を述べる。

また、「憲法問題解決の基準」では、日本国憲法は連合国総司令部から押しつけられたものなので、日本人の自主的な立場から憲法

を検討し、日本の国情に即した改正を行わなければならないという主張は、改憲論者たちの繰り返しとしたところであると指摘する。それは二〇〇〇（平成一二）年になって国会にはじめて設けられた憲法調査会での議論でも、相変わらず見られる現象だ。テレビでいかにもしたり顔で改憲論を述べている人々の意見も、決して新しいものではない。

恒藤恭は、改憲論はおしなべて日本の対米従属関係による制約のもとに展開していると言う。そこから次のような見解が打ち出されるのである。

日米安保条約にもとづいて日本の全国土が米国の軍事基地として利用され、それとともにわが国が米国に対して高度の従属関係に立っているかぎりには、日本国民の真実の総意に合するようなしかたで憲法改正がおこなわれ得るための十分な条件が欠けている状態が持続する。したがって、「全国民のすこやかな、有意義な生活を保障するところの日本の平和的・民主的発展のために役立つべく制定された日本国憲法を、私たち日本国民の真に自主的な立場において再検討し、その改正に着手すべき時期は、現在未だ到来していない」という認識こそは、憲法問題の第一課題、いいかえると、憲法問題の当面の課題を解決するための基準である、と考えられる次第である。

（一）憲法問題解決の基準（一）

的確な現状認識である。恒藤恭の日本国憲法への思いは、平和への思いと重なる。彼は生涯憲法擁護のために闘った。一九六〇（昭

和三五）年の安保の年には、片山哲の護憲連合に末川博と積極的に協力し、一九六七（昭和三七）年に創設された田畑忍を代表委員とする憲法研究会には、これまた彼は末川博と顧問に就任、協力を惜しまなかった。

砂川裁判批判

恒藤恭の日米安保体制批判の強い意志は、マグマとなって噴出する。砂川裁判における最高裁判決を痛烈に論難したケースに、その典型を見ることができるとかく物静かな書齋人と見なされていた彼が、平和憲法擁護の立場から、きびしく最高裁の姿勢を糾弾したことは、周囲に強い衝撃を与えた。その論考は「最高裁判決の欠陥と矛盾」（『法律時報』臨時増刊、一九六〇・一・一五）と「平和憲法と最高裁の使命」（『世界』一九六〇・二）であり、後者は彼の著書『憲法問題 その解決の基準は何か』に収録されている。

砂川裁判とは、一九五七（昭和三二）年七月八日、東京都北多摩郡砂川町（現、立川市）の立川飛行場民有地で、アメリカ駐留軍が使用する基地拡張のため東京調達局が測量をはじめたところ、これを阻止しようとする労組員・学生ら基地拡張反対派のデモ隊の一部が警官ともみあい、基地の立ち入り禁止区域に入りこみ、刑事特別法第二条違反で起訴されたことにはじまる二つの判決（東京地方裁判所判決、最高裁判所の判決）をさす。

砂川裁判は、日米安保条約とアメリカ駐留軍の合憲性が争われた事件と言える。まず東京地方裁判所判決（裁判長伊達秋雄）は、伊達判決ともいわれ、一九五九（昭和三四）年三月三十日に下され、安保条約は違憲で全被告人を無罪とした。理由は、アメリカ駐留軍

の存在は日本国憲法の前文と第九条の恒久平和主義に触れ、政府の行為によって外国軍隊を駐留させるのは、第九条の禁止した戦力の保持に該当する、として刑事特別法の適用はできないというものであった。

右の判決を検察庁側は不服とし、憲法問題を理由に控訴書を飛び越え、直接最高裁判所に上告（飛躍上告）を行った。最高裁大法廷では六回の口頭弁論を経て、判決が一九五九（昭和三四）年十二月十六日に下され、原判決を破棄し、東京地裁に差し戻した。理由は国家の自衛権を確認し、憲法第九条の禁止する戦力は、日本が主体となって指揮権・管理権を行使しうる戦力をいい、外国の軍隊は日本に駐留していても戦力には当たらないというものであった。加えて同判決は、安保条約のような高度の政治性をもつ問題は司法審査権を持たず、内閣と国会の判断に従うものとした。

恒藤恭はこの判決を知って、心から悲しむ。最高裁は試練の前にたじろぎ、歴史的使命を果たすことを回避したと彼は言うことになった。「平和憲法と最高裁の使命」で彼は以下のように述べる。「平和憲法の基本原則を無視する国家政策を進めて来た歴代内閣の態度を是正する途を打開するための絶好の機会があたえられたにもかかわらず、結果において弁護人側の弁論には耳をふさいだかたちで、検察庁側の主張をほとんど全面的に肯定するような判決をおこなない、結果において保守政権の憲法を無視して憚らない態度に對し力強い支持をあたえたことを、心から悲しまざるを得ない次第である。しかも、少数意見をいさぐ裁判官は一人も無く、全裁判官が一致してそのような判決をおこなったということに呆れるほかはなかったのである。」

当時の最高裁長官は、田中耕太郎であった。第十章でふれたが、恒藤恭は田中の『世界法の理論』全三巻（岩波書店、一九三二・二・一九三四・一〇）をきびしく批判したことがあった。田中耕太郎への恒藤恭の思いは複雑である。が、恒藤は田中の個人攻撃はまったくしていない。いや、田中の名さえ出さずに最高裁判決に強く抗議したのである。終審裁判所としての最高裁の判決は、法的実践の上では尊重されねばならぬが、それだからといって国民の批判を超越する権威をもつものではないと恒藤恭は考え、砂川裁判の最高裁判決への批判を書くのであった。彼の憲法や日米安保条約への立場がはつきりと示された論なので、以下にその見解を追ってみよう。

恒藤恭は「平和憲法と最高裁の使命」で、日本国憲法は徹底した平和主義の基本原則に貫かれており、この憲法に基づいて形成されている最高裁は、ユニークな歴史的使命を託されているものであることを最初に力説する。しかも砂川事件の場合は、他の裁判とは比較することができないほどに重大な歴史的意義が、最高裁判決に付着していたと言う。「歴史的意義」とは憲法解釈につながる。砂川事件という国民的関心の高い裁判を扱うのだから、「この絶好の機会をとらえて、最高裁が平和憲法の精神にかかった解釈をあたえることが、切実に要請された」と彼は言うのである。

ところが、最高裁は外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、戦力には当たらないとし、いわゆる自衛のための戦力の保持が、憲法第九条二項によって禁止されているか否かの論点にふれることを回避した。ここを恒藤恭は鋭く衝く。彼はそれを「ずるい態度」「論理的に妥当を欠いた態度」だとして糾弾する。なぜなら、「自衛隊の存立およびその戦力の逐次的強化と、日米安保体制

とのあいだには、現実的に密接な連関が存する」からだとする。

恒藤恭は自衛隊はもちろん、「その戦力の逐次的増強を要請する日米安保体制もまた憲法の精神に矛盾」し、違憲と考えているのだ。若き日、芥川龍之介を驚嘆させたねばり強い論理性が顔を出す。彼の見解を「平和憲法と最高裁の使命」に直接聞こう。

ところで、自衛のための戦力とそうでない戦力とを、客観的に判別することは、原理的に不可能である。憲法第九条第二項がその保持をゆるさない戦力のなかには自衛のための戦力はふくまれないと解釈することは、憲法第九条の規定をして全く空文に化せしめるものである。憲法をつらぬく平和主義の精神からみて、かような解釈があやまっていることは、至って明白である。だから、第九条は一切の戦争を放棄し、一切の戦力の保持をみとめないとするのが、正しい解釈であり、したがって、憲法を無視して設けられた自衛隊の戦力の強化を現実的に要請する安保体制もまた憲法の精神と相容れない存在であると言っほかはない。

繰り返し返すが、恒藤恭はアメリカの押しつけによって成立した憲法であっても、その優秀性は明治憲法に比べてもはつきりしており、国民の多くは新憲法を歓迎していたとの立場に立つ。彼には憲法第九条をもつ平和憲法は世界に冠たるものとの認識があった。それだけに最高裁は砂川判決を通し、託された歴史的使命を果たすことを回避したと、きびしくその姿勢を糾弾・批判したのである。その意図は、こんにちの時点ですう輝きを増す。

三 平和への願いと提言

学長辞任

一九五七（昭和三二）年十月十五日、恒藤恭は大阪府立大学学長を任期満了をもって辞任した。新しい「学長選挙規程」ができて、複数の候補者が出、ようやく彼は学長職を降りることになった。実際はこの時も法学部・家政学部・経済研究所などが彼を学長候補に推したが、辞退したのである。彼は万年学長の状況を嫌った。盟友末川博は相変わらず立命館大学の総長として活躍している。が、いかに有能な学長でも、任期が長くなると学内の研究と教育がよどむことを、彼は察知していたのである。事実すでに述べたように、そのカリスマ性がささやかれ、学内民主化に弊害をもたらす寸前であった。彼は早くから次の学長候補にはならないことを宣言していた。この決断は、正しかったと言っべきだろう。しかも、やがて来る大学紛争の季節を前にして学長職を辞任したのは、むしろ幸いであつたと言わねばならぬ。後任学長には、医学部の推薦を受けた細谷雄二が就いた。

長い学長職であつた。大阪市大発足から二期八年半、大阪商科大学学長時代を含めると十一年十か月である。が、すでに折にふれて述べたように、彼は常に全力投球で事に当たり、大阪市大の基礎を固めたのである。彼にはもう十分との思いがあつたろう。長きにわたつた学長職を回顧して、恒藤恭は『学報』第52号（一九五七・一〇・二五）に次のような箇所を含む一文を寄せている。

昭和二十四年六月一日に開学式がおこなわれたころには大阪市立大学がどのような道程をたどって進んで行くのであろうか、また、どのようなかたちで発展するのであろうか、ということについてまったく漠然たる予想もつていたに過ぎません。それから以後の八年ばかりのあいだには、ずいぶんさまざまな出来事を経験したのでありますが、幸いにも、現在では、商・経済・法・文・理工・医・家政の七つの学部をもつ総合大学として、学界および教育界において確固たる地位を占めることとなりました。これは、大阪市当局の大学の存在に対する深い関心と理解に負うところがあることは云うまでもありませんが、何よりも全学の教職員諸君の愛学心にもとづく、たゆまざる協同の努力に因る次第であります。

恒藤恭はアメリカ軍に接収されていた杉本町校舎の全面変換のみならず、学部再編成、そして教員人事の刷新と定員枠の増大にも、学長として手腕をふるった。学内の学的レベルの向上にも力を尽くした。先にも記したように、それは彼のカリスマ性があったはじめて可能となるものであった。大阪市立大学の『法学雑誌』（第4巻第3、4号、一九五八・三丁四）『経済学雑誌』（第38巻第3、4号、一九五八・三丁四）および『人文研究』（第9巻第8号、一九五八・九）が、それぞれ退任記念号を出している。学長退任に際し恒藤恭は、「さつき会貸付金」という学生に対する短期貸付基金の寄贈を行なうことになる。

大阪市立大学学長としての恒藤恭は、学内行政に力を尽くす一方、社会に対して積極的に発言した。大学人が社会に向かって責任ある

意見を述べるのを、彼は責務と心得ていたかのようだ。数多くの論文・時評・随筆が学長在任期間に書かれている。教育問題・憲法問題・国内政治の問題・世界平和の問題、そして国連問題など、その範囲は広い。発表誌も法律専門誌・総合雑誌・婦人雑誌・新聞・団体広報誌とさまざまである。それは彼の膝元の『大阪市大新聞』に及ぶ。この時期の『大阪市大新聞』は、しばしば彼に執筆の機会を与えている。彼はよるこんで原稿を寄せる。一大学新聞でありながら、恒藤学長時代の『大阪市大新聞』が今日も貴重な資料として顧みられるのは、彼の時代への的確な意見が聞けるからに他ならない。例えば第96号（一九五六・三・一九）に載った「国連における日本の立場」など、秀抜な時評文となっている。大新聞の社説をしのごく内容が格調高い文体でつづられているのである。「一九五六年十二月十八日にひらかれた国連総会において、日本の国連加盟が全会一致で承認され、日本は八十番目の加盟国たる地位に立つことになった」ではじまるこの一文は、国連における日本の役割をうたったものである。第二次世界大戦で敗戦国となつて十一年、日本は法的・形式的には独立したとはいふものの、未だ日米安全保障条約や日米行政協定などのため、実質的意味では独立国とは言えない面があった。そうした状況を踏まえ、恒藤恭は「国連に加入することができた日本は、できるだけ自主的外交の立場をつらぬきつつ国連の機構を通じて世界諸国の支持と援助のもとに、対米従属関係からの離脱、政治的独立への方向に前進することに努力せねばならぬはずである」と言つた。

恒藤恭は国連憲章に定められた世界のすべての国家、国民の力を結集することで、世界平和を確保し、人類の福祉を増進することに

日本はいかにすべきかに思いを馳せる。彼は世界情勢をしかと見つめ、「大国と小国とのあいだのさらに小国相互のあいだの複雑な利害の錯綜が、世界平和の確保の問題の解決を困難なものとしている」ととらえる。一九三〇年代以後国際正義と国際法に反する無謀きわるる侵略をくり返し、一時は法的独立さえ失った日本が、今後国連でどのような寄与ができるかについて、彼はここですぐれた予言的洞察をする。

彼は日本の民族の力は依然保持されていると言う。「とりわけ、テクノロジの方面における日本国民の秀でた能力は、アジア・アフリカグループの諸国民のあいだに異彩を放っている」とし、「明敏な英知」が国連における日本の活動を導くなら、「欧米と東洋とのあいだのかけ橋としての役割を演じ」ることができるとする。また、「二つの世界の対立を緩和することにより国連の使命の達成のために」寄与し得るとも言う。先見性のあることばだ。そうした目的達成の前提条件に、日本の政治の革新、とりわけ「平和的民主国家としての日本のありかたを定めた日本国憲法を護持することが、より基本的な前提条件であることを力説せねばならぬ」で結ばれる。

佐々木惣一の死

一九六五（昭和四〇）年八月四日、恒藤恭の終生の師佐々木惣一が、京都市左京区下鴨泉川町の自宅で死去した。佐々木は前年八月頃から体力が衰え、床に就くことが多くなって、食も進まない日々が続いていたという。新聞は「老衰のため」と報道した。享年八十七歳であった。

佐々木惣一は、これまでもしばしばふれてきたように、京都大学

の生んだ憲法学の俊才。一時は東の美濃部（達吉、東大）西の佐々木とうたわれ、東西法学の双璧と称された人物である。佐々木は学問にすぐれていたばかりか、人間的魅力に富み、多くの学究を育てた。京大事件で京大を去り、一時立命館大学の学長をつとめたが、その後はもっぱら野にあって、自ら主宰する公法研究会を中心に活躍した。敗戦直後、佐々木は内大臣府の御用係りとして、新憲法の草案準備に心血をそそいだ。が、占領軍のため日の目を見ずに終わっている。起草中の四十日間、ひたすら条文に打ち込み、睡眠時間は二時間足らずであったとのエピソードが残っている。それは天皇主権主義の下で、政治の民主化をはかる内容であったという。新憲法は佐々木の考えをも、大きく乗り越えるものであったのだ。戦後再建京大法学部に講師として復帰、のち、名誉教授となる。一九五二（昭和二七）年には文化勲章を受賞、翌年には京都市名誉市民に選ばれている。

その死の翌日の『毎日新聞』は、「佐々木惣一博士をしのぶ」という追悼記事を載せ、その中で「戦後、滝川幸辰法学部長のもとに立て直しをはかる母校京大法学部の講壇に講師として復帰したが、憲法の講義は相変わらず情熱に満ち、若い学生たちの心を魅了した。また昭和二十七年から数年間、日本の再建には教育者を教育することこそ急務」と小・中・高校の先生たちを対象に毎夏、憲法教養講座を無料公開した」とその人格を示す一コマを書きつけた。

松尾尊允は「佐々木惣一博士と日本の自由主義」、『世界』一九八四・一（一）で、佐々木惣一は日本の自由主義に三つの貢献をしたと言つ。その第一は憲法学者としての貢献で、「天皇機関説の立場において、明治憲法に対する自由主義的な解釈学を確立」したことをあげる。

天皇機関説とは、天皇は主権の所有者ではなく、統治権は国家にあるという学説である。日本では美濃部達吉がその樹立者として知られる。美濃部は佐々木の六歳年長の学者で、東大教授であった。松尾は二人の憲法学者の天皇機関説を比較する。そして、時勢がデモクラシーに有利な方向に進んでいる時は、立憲主義の精神を尊重し、議会重視の美濃部の論が脚光を浴び、条文にこだわる佐々木説は保守的に映った。しかし、時勢が戦争とファシズムの時代を迎えると、美濃部亜流は時流に投じる憲法解釈を行ったが、佐々木は逆にこの時期に強靱な抵抗力を発揮したという。

第二は「憲法学説の上に立つて専制政治を批判し、立憲政治の発展と擁護」に尽くしたことが取り上げられる。佐々木は大正時代は吉野作造の華やかな活動の陰に隠れがちであったが、一九三三（昭和八）年に吉野が病死した後、日本が戦時体制に入り、議会政治が押しつぶされるようになる、自由主義者の先頭に立ち奮闘するようになる。それが京大事件での抵抗であり、一九四〇（昭和一五）年の大政翼賛会批判だという。近衛内閣が諸政党を解体し、ナチスのような一党専制体制をつくろうとしたとき、佐々木は大政翼賛会違憲論を主張し、闘ったことを松尾は高く評価する。

第三は学問の自由・大学自治のために権力と闘ったことである。大学自治を慣習法として政府にはじめて認めさせたのは京都大学であり、一九一四（大正三）年の初めに解決した沢柳事件の結果によるのであった。この時の京都大学法科大学教授陣の理論的支柱が佐々木惣一であったと松尾は言う。佐々木の学問の自由への熱望は、一九二〇（大正九）年の東大助教森戸辰男が、「クロポトキンの社会思想の研究」を『経済学研究』に掲載して東大を追われた時、進

んで特別弁護人を引き受け、研究の自由を弁論した。また治安維持法初の適用事件となる一九二六（大正一五）年の「京都学連事件」では「所謂学連事件に関する理論的考察」（『改造』一九二六・一二）を書き、弁護の立場に立った。

佐々木のこの面における貢献の最大のものは、いうまでもなく京大事件である。松尾は右の論で、「この事件はぶつう滝川事件と呼ばれますが、実は佐々木事件なのです。滝川学説が口火となったのは事実ですが、抵抗の理論的かつ組織的中心は佐々木先生だったのです」と言う。確かにそう言うてよい面があるのも事実である。すでに第七章で述べたように、法学部の全教職員の辞表がとりまとめられ、学生を含めた全学闘争に発展し得たのは、佐々木惣一の抜群の指導力と人格的影響あつてのことだったのだ。松尾は第二次世界大戦後の教授会自治の教育公務員特例法は、京大事件の教訓を踏まえつつられたとする。佐々木は孤立をおそれず、権力を批判し、権力の前に屈することがなかった。

恒藤恭は恩師佐々木惣一の死に際して、「佐々木惣一先生のおもかげ」（『法律時報』第四三四号、一九六五・一〇）という一文を書き、佐々木との交流をなつかしげに回顧している。学生時代、沢柳事件に際して黒谷の真如堂の近くにあった佐々木の自宅を訪問、事件がどのような意義をもつものであるかということについて教えを乞うたのが、個人的に親しく佐々木と接した最初の機会であった。以後、彼は大学院を経て、同志社から京大経済学部助教と境遇の変化に際して、いつも浄土寺南田町に越した佐々木邸を訪ねては相談したという。

ヨーロッパ留学を経て法学部に移ると、恭は佐々木の教授会での

発言の理路整然とした論議に出席者が傾聴するのを目撃する。京大事件にかかわる佐々木に関しては、「わが国における大学および学問の自由の歴史において、沢柳事件に次いで滝川事件はエポックメイキングな出来事であり、全国的な反響を呼びおこした点からみて後者は前者よりも一そう重大な意義を有する、とおもわれるが、これらの二つの事件を通じて、教授団をひきいるリーダーの役割も演ぜられた佐々木先生の筋の通った、毅然たる態度を、今更のようになつかしく思い浮かべる次第である」と回想する。佐々木の人間評価については、「おもつに、佐々木先生は、一方では、きわめて峻烈旺盛な合理的精神の持ち主であり、他方では、温厚篤実玉のこき人柄の持ち主であつて、これらの一見たがいに矛盾し合うような両面の性格が、先生の個性においては渾然と融合していた」と書いている。確かな観察眼である。

ベトナム戦争批判

佐々木惣一が亡くなつた年の十二月三日、恒藤恭は喜寿を迎えた。若き日神経症の胃病で三年もの間静養を余儀なくされたこともあつたが、一高入学後はさしたる病氣もせずに学問に没頭できたのは、健康に細心の注意を払つという習慣が確立していたからである。戦中・戦後の困難な時期も、彼は散歩を主とした健康法で乗り切つていた。

が、五年前の一九六〇（昭和三五）年十一月、彼は原因不明の高熱（子息恒藤武二によると急性肺炎とのこと）に襲われ、苦しんだ体験をもつ。来診の医者がストレプトマイシンの注射をしたところ熱はとれたが肋骨の鈍痛が続き、他の医者がコーチソンの服用を勧め

たので内服したところ鈍痛はやんだ。ところが、その後ストレプトマイシンの副作用が、目まいがし、二週間ほどは床から離れられなかった。やがて病は回復するが、以後、彼は聴覚の故障に悩まされることになる。いわゆる難聴である。彼は京都府立病院に行き診察を受け、補聴器の使用を勧められる。が、しばらく使用したものの、さしあたりが多く、使うことはあまりなかった。

晩年の恒藤恭を襲つた困難は、難聴との闘いであつた。彼はその体験を「難聴の得失」（『京都新聞』夕刊、一九六一・三・二六）に告白している。「難聴は日常生活のうえで、いろいろの不便をもたらすといつたが、私の場合についていえば、主として会話の際に感ずる不便である。高声の人と話し合うときにはあまり不便を感じないけれど、低声の持ち主と対談するときはたすからない」と彼は言う。また「いささか負け惜しみのきらいがあるかもしれないが、難聴にも得るところが無いわけではない。その主たるものは、あの烈しい街頭の騒音がある程度に緩和されてひびくことである」とも言う。前章で述べたように、こうした状況の中でも彼の学問への意欲は衰えず、法理学研究会には積極的に出席し、激しい討論に参加しているのである。

彼の精神は少しの衰えも見せていなかった。頼まれるままに原稿の筆もとつた。著作目録を作成してわかつたことだが、彼は死の年の一九六七（昭和四二）年まで、とぎれることなく執筆に従事しているのである。死の年の一九六七年五月十三日に『京都新聞』夕刊の「土曜隨筆」に寄せた「愚と悪の骨頂」という一文は、彼の平和への念願がベトナム戦争反対へと駆り立てた文章である。絶筆ともとれ、また彼の本領が出た大事な文章なので、次に全文を引用しよ

いま米國が北ベトナムおよびベトナムに対して行なっている攻撃は、愚の骨頂であり、また愚の骨頂でもある。

愚の骨頂であるというわけは、それが南北のベトナム国およびベトナム人に対しても、さらに米國自身および米國人自身に対してもなんらの積極的效果をもたらさないからである。

北ベトナム側の見積りでは、米軍は四千五百機、空母十隻、各種艦艇百七十隻をベトナム戦争に投入している。そして一九六六年、六十七年二月までに八十三万七千トンの爆弾と砲弾を使用した。また陸上では、米軍四十三万八千人、南ベトナム軍六十万人、そのほか衛星國軍を動かしている。かような物質的損失に伴って、いずれの側においても人命の損失は莫大なものたらざるを得ないのである。しかも、そのために北ベトナムおよびベトナムの戦意は少しもくじけることなく、むしろ一層旺盛なるものがある、と伝えられている。そこで、米國はいよいよエスカレーションをやることになり、米軍およびベトナム軍を投入して、悪循環をくり返すに至るのである。

次に愚の骨頂であるというわけは、基本的人権の尊重こそは近代的民主社会ならびに民主政治の基本原則であって、この基本原則に反する社会ならびに政治は、さまざまの社会悪ならびに政治悪の根源であり、米國がいまベトナムを進めている攻撃は、ひとり北ベトナムおよび南ベトナムにとってばかりでなく、米國自身にとってもまた、さまざまの社会悪ならびに政治悪の根源たるからである。

バートランド・ラッセル卿らの主権により今月二日からストックホルムで開かれたベトナム戦争犯罪國際裁判は、十日に「米國がベトナムの侵略と非戦闘員殺傷という二つの点で有罪である」と判決した。この裁判は民間人によって開催されたものであるから、その判決は法的効力をもたないけれど、それだけに公平無私の判断だ、ということが出来るであろう。

米國のジョンソン大統領は、来年の大統領選挙までに、なんとかしてベトナム戦争に解決の目標をつくりたいであろう。だが、和平は相手方が交渉に応じて来てはじめて成立するのであり、ジョンソン大統領と北ベトナムのホー・チ・ミン大統領とのあいだに交換された書簡が示すように、両者の立場が平行線をたどっている限り、その実現は到底不可能である。そこで、米國軍の大規模の増強とエスカレーションによって、軍事的に戦争を解決する方策をえらぶこととなる。しかしながら、その結果、必然的に非戦闘員の死傷や財産の破壊などのような一般市民の犠牲を飛躍的に増大せざるを得ない。かような強圧手段によつて問題を軍事的に解決することは可能であるかも知れないが永い目で見れば、それは真実の解決とは言い得ないであろう。

例のごとく、恒藤恭は数字をあげて説得力豊かな論を展開する。彼は双方の人命の損失が莫大なものであることを指摘する。

アメリカが自國軍のほかの南ベトナム軍や他の衛星國軍を動かしても、北ベトナムおよびベトナムの戦意はくじけることなく、むしろいつそう旺盛なものがあるという現実を彼は重視する。そしてお

ろかな戦争は、社会悪・政治悪の根源であるとするのである。ベトナム戦争がアメリカの負けになるのを見抜いているかのようだ。バートランド・ラッセルらのベトナム戦争犯罪国際裁判の判決を「法的効力をもたないけれど、それだけに公平無私の判断だ」と評価し、アメリカのベトナム戦争を「愚と悪の骨頂」として退けるところに、恒藤恭の老いて盛んな平和への願いと旺盛な批判精神を認めることができよう。

四 晩年の日々

恒藤恭の回想記

大阪市立大学学長を辞任した一九五七(昭和三二)年十月から亡くなる一九六七(昭和四二)年十一月二日までの十年間が恒藤恭の晩年と言えるだろう。すでに述べたように、晩年の彼は難聴と闘いながら法理学研究会に出席し、また求められるままにせっせと原稿を書きつづつた。書くことは彼の生涯の仕事であった。この時期の文章には、いくつものすぐれた回想記がある。再三述べたように彼は文章を書くことが好きであり、青年時代には小説にも筆を染めていた。そうした恒藤恭の回想記は、実に巧みで人を飽かすことがない。以前にも彼は「学生生活の回顧」(『思想』一九五三・一〜二)のような貴重な回想をものしていたが、この時期には量的にも多くの回想記が生産されている。

晩年の恒藤恭の回想記の主なものを列挙すると、次のようである。

青年芥川の面影

『近代文学鑑賞講座11芥川龍之介』一九五八・六
黙々と八夕織る母

『教育大阪』一九六〇・八

四十年振りの帰郷(一、二)

『島根県人』一九六〇・八、一一

田村徳治君の追憶

『田村徳治』一九六〇・一一

わが青春時代の生活

『読売新聞』一九六一・一・五

忘れえぬ人々(一〜五)

『法律時報』一九六三・一〜五

矢内原君のおもい出

『図書』一九六三・三

ある日の無宗教葬

『京都新聞』(夕刊)一九六三・一・二七

京大時代の寮生活

『京都新聞』(夕刊)一九六四・四・二〇

京大時代の河上先生

『河上肇著作集』第6巻付録月報 一九六四・六

佐々木惣一先生のおもかけ

『法律時報』一九六五・一〇

ある女性の生涯

『京都新聞』(夕刊)一九六六・六・一一

水に親しんだ少年時代

『京都新聞』(夕刊)一九六六・九・三

芥川龍之介君との交友

『奉教人の死・邪宗門 其他六篇』一九六六・一二

明治時代のおもい出

『京都新聞』(夕刊)一九六七・一・七

一番会いたい人 亡き母親

『大法論』一九六七・四

大正期における京大法科の追想

『法学セミナー』一九六七・四

故郷や母親の思い出、一高時代の芥川龍之介との交流、旧友・恩師の回想や追悼と内容はさまざまであるが、恒藤恭をめぐる時代と土地と人と学問が取り上げられ、その一つ一つが味わいのある回想記となっている。ややは、芥川研究の好資料でもある。

比較的長い「忘れえぬ人々(一〜五)」は、すでにふれたところだが、恒藤恭を中心とする学派、栗生武夫・橋本文雄・加古祐二郎・淵定らの人と学問の回想であり、きわめて貴重な文献と言える。

文化功労者に

一九六六(昭和四一)年十一月四日、恒藤恭は文化功労者として表彰された。文化功労者とは、一九五一(昭和二六)年に制定された文化功労者年金法によるもので、文化の向上・発展に顕著な功績のある者をいう。終身年金が国から支給される。

彼も七十七歳になっていた。満六十八歳で大阪市立大学の学長を退いてからは、難聴と闘い、同志社大学などの非常勤講師をつとめ

ていた。そこへ久々の朗報であり、決定の知らせがあった十月二十一日の朝、京都市左京区田中大堰町の自宅は、報道陣の取材でにぎわった。当日の各紙夕刊はその表彰理由を、新カント派の法哲学を導入し、哲学的体験に根ざした独自の基礎理論を打ち立て、日本の法哲学の水準を向上させたと同じように報じた。「長年にわたる大阪市立大学長としての学校行政が高く評価されている」と付け加えた報道もあった。

『朝日新聞』夕刊は、恒藤恭のことばとして、「たいした文化的功績もあげていないのに、私の仕事を認めていただいてありがたく思っている。最近は一ヶ月一回、京阪神の大学の先生が集って開く法理学研究会で、報告を聞くのを楽しみにしていたが、最近、ちよつとからだの具合が悪いので、雑誌や新聞を読む程度。回復すればこれまでに私の出した法哲学の資料などをまとめてみたいと思っす」を載せている。

また『毎日新聞』夕刊は、「法哲学へ衰えぬ情熱」という見出しのもと、「法哲学への研究心はいまでも強く、月一回京大楽友会館で開かれる法理学研究会にはいつも出席しているが、病気になるからは、新聞を読むのがやっとです」というが、「できればこれまでの論文を著書にまとめてみたい」と学問的意欲はまだまだ強い」と報道した。

地元京都の『京都新聞』夕刊は、「もの静か・老学究の心」の見出しで他紙より多くのスペースをとって、文化功労者決定の知らせを報じた。以下のようにである。

「これまで、大した文化的業績を残したとも思っすませんの

に、こんど文化功勞賞をいただくことになって、大変ありがたく思っています」

元大阪市立大学長の恒藤恭氏は、細い声を、ふりしぼるように受賞の弁。実にもの静かな、ひかえ目なことばが、一言一言かみしめるようにして出てくる。

七十七歳。松江市出身。一高では英文に学び菊池寛、久米正雄、土屋文明らが同級生だった（筆者注、芥川が抜け落ちている）。その後京大法学に入学、国際公法をやっていたが、基礎理論をまずやらなくては……と法哲学の研究にはいった。以来一貫して法理学に打ち込み、末川博立命館総長とともにいまや関西法学界の大立者である。

昭和八年、滝川事件で京大を去ったのち大阪商大教授、戦後大阪市大教授を経て同学長。退官後は京都市左京区田中大塚町の自宅にあつて、同志社大などの教壇に立っていた。

けさは受賞の報で騒々しくあげた恒藤邸であつたが、この静かな老学究の生活・ペースは、始終くずれることもなさそうだった。

同年十一月十日付『大阪市新新聞』の「文化功勞者としての顕彰について」という記事における恒藤恭の談話の一節には、「いやしくも学究として生きる途をえらんだ上は、学問的研究にいそむことは、全く当然のことからである」とある。彼としては当然のことをやってきたに過ぎないという思いがあつたのであつた。

学問三昧

晩年の恒藤恭は、相変わらずの学問三昧の生活を続けていた。そして、健康には人一倍気を使った。普段の日は早朝五時前後に起き、日中四十分から一時間の昼寝を習慣とした。夜は八時から九時までの間に就寝するのである。書くものは、随筆（随想）が圧倒的に多くなる。発表舞台の主たるものは、地元の新聞『京都新聞』の夕刊である。死の年の一九六七（昭和四二）年に至つても変わることなく書き続けている。著作目録上では、同年七月一日の「日本の社会と基本的人権」が最後になり、これが絶筆ということになるうか。

「日本の社会と基本的人権」は、恒藤恭の絶筆にふさわしい随想と言える。彼は日本の近代の歴史をたどり、日本国憲法公布に至るプロセスを顧みる。そして「基本的人権」ということばが、日本国憲法ではじめて用いられたことを言い、「第三章 国民の権利及び義務」の第十一条に、「国民は、すべての基本的人権の享受を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与へられる」と規定されていることを高く評価する。

さらに第十二条では、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と規定し、第十三条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあることをあげ、「基本的人権に関する現行憲法の規定は、至れり尽くせりの感

がある」と言う。憲法擁護者としての恒藤恭の面目は、絶筆となつたこの随想一つとっても言えるのである。

死の年の前年秋『京都新聞』の夕刊(一九六六・一〇・一五)に寄せたエッセイ「眠りに入るための黙誦」は、夜眠れない時に黙誦する歌曲の歌詞を書き記したものである。「少年時代に習いおぼえたさまざまな唱歌を、一定の順序にしたがつて原曲のままに黙誦するうちに、いつかしら眠りに入るのである」と彼は言い、「荒城の月」「箱根八里」「蛍の光」「ワシントン」「美しき天然」の五つを作曲家・作者ともにあげ、その歌詞を紹介している。その上で、「たいていは、このあたりで眠りに入るのであるが、そうでない場合には、次に列挙する唱歌を黙誦するうちに、いつの間にか眠りに入るならいである」と記し、「青葉茂れる桜井の」「夏は来ぬ」「戦友」「婦人従軍歌」の四つをあげている。

前の四つは、歌詞すべてを記載している。山崎時彦は「強靱な記憶力に驚くほかない」(『恒藤恭先生 小伝』)さざなみ書店、一九九八・七)と言うが、確かにそういう一面がある。

恒藤恭は老いてもなお記憶力抜群であった。ただし、聴力の衰えは、如何ともし難いものがあった。また、体力もめつきり衰えた。これも山崎によるのだが、大阪市立大学恒藤ゼミの卒業生の会合に「恒藤会」という組織があり、学長在任中は中断されていたのが、退任後復活し、一年一回の会合が死の前年まで続いたものの、最後の会の折には、脚が弱っていて、回りで見ていても、はらはらするほどであったという。

死の前後

一九六七(昭和四二)年になると、恒藤恭の健康はすぐれず、肋膜炎や心臓の障害が目立ちはじめた。この年の夏の格別な暑さもたたり、衰弱した彼は、十月三十一日の夜、自宅で倒れ、救急車で京都市浄土寺馬場町の川越病院に運ばれ、入院した。ふだんから「天寿をまっとうしたのだから……」と言っていた彼は、病院について一時間もたつと、「手当てはけっこう。家に帰る」と言い出し、周囲を困らせたという(『毎日新聞』一九六七・一一・三)が、二日後の十一月二日、午前四時二十分、容体は急変し、永眠した。死因は急性心不全と発表された。行年七十八歳と十一か月であった。当日の各紙夕刊がその死を報じた。

通夜は京都市左京区田中大堰町八八番地の自宅で行われ、十一月四日葬儀と告別式が同じく自宅で行われた。喪主は同志社大学教授となつた次男武二であった。仏式で行われ、位牌には導師を務めた養蓮寺の住職本多良雄の筆で「真行院恭和」と記された。室内には原稿執筆中の故人の写真が飾られ、回りをたくさん供花が囲んだ。末川博と京大の教え子天野和夫が、なにかと指図をし、式に配慮をした。供花には若き日の友、芥川龍之介の長男比呂志からのものや、劍木文相からのものもあった。

大阪市立大学では、恒藤恭の大学に対する多大な貢献を慮り、同月二十五日(土)午後二時から大学葬を行うことを大学協議会で決め、通知した。大学葬は大学・学界・大阪市・在校生・卒業生など、関係者約千人が出席して、大阪市大講堂で挙行された。葬儀委員長には、学長渡瀬譲が当たった。各界代表の弔辞があり、学生合唱団による挽歌によって、葬儀は厳かに進行した。渡瀬学長の「葬送の

辞」と題された弔辞は、『有恒会報』第43号（一九六八・一・二五）に載っている。大阪市立大学の発展に尽くしたことを称えた箇所の一部を次に引こう。

昭和二十一年戦後の非常に厳しい社会情勢の中で、先生は大阪商科大学長に就任、日夜大学の運営発展のため文字通り心血を注いで、その重責を果たされたのでありますが、更に昭和二十三年には、総合大学としての大阪市立大学の創設に参画され、非常な熱意と努力を払われたのでありまして、二十四年開学とともに初代学長に御就任、以来八年の永きにわたり当面する大学運営上の難問題に真剣に取り組まれ、大学の進むべき途に明確な指針を示され、今日の市立大学の発展の基礎を築かれたのであります。

先生の本学のため尽瘁された御功績は数えきれないものがありますが、中でも杉本町学舎の米軍よりの全面返還の実現、人文社会科学系は勿論、広く自然科学系に涉り気鋭優秀な教職員の充実、学部、大学院の整備などに非常なる努力を頂いたのであります。また先生は、その稀にみる広汎かつ深遠な御学識と風格にみちた非凡な御人格に、大学関係者、友人、学生はもとより、一般市民も測り知れない感銘をうけ、敬愛的となつていたのであります。先生は、実に物静かでもしかも毅然とした強さをもって大学ならびに学究のあるべき理念を示され、自らも一貫してその信念を貫かれたのであります。

大阪市立大学が年とともに研究を通じ教育する自由にして民主的な大学としての立場を堅持し、年々充実発展に向つており

ますことは、偏に先生が築かれた礎石と方向づけによるものがあります。

故人と五十余年の交際のある末川博の弔辞、恒藤恭君を追憶する」は、『有恒会報』第44号（一九六八・三・二三）に載つた。「恒藤君と私は、彼が大正五年、私が同六年に、それぞれ京大の政治学科、法律学科を卒業して研究の道に入り、一緒に研究会などを開いたりしていた頃から、半世紀、五十年にわたる親交を結んでまいりました」ではじまる弔辞は、人の心を打つ。末川はまた岩波書店刊行の一九六七（昭和四十二）年十二月号の『図書』に、「恒藤恭君を追憶する」という文章を載せている。そこでは、「本当の学者といふか真の研究者といふか、そうしたものを恒藤君において見ることができたように思う。また生まれながらにして哲学者たる素質の持主であつたともいえるかと考える。そしてその姿勢は端正で、言動は謹厳であつたけれども、人間的には幅の広いゆたかであつたかいものを内にたぎらせていた」と述べる。さらに自身と恒藤恭とを比較して、次のように書く。故人を實によくとらえていると思われるので、以下に引用しよう。

ところで、君と私とのつきあひは、ずいぶん長くて、家庭的な日常生活の面でも深かつたのであるけれども、性格とか氣質とかいふ点では、たとえば、君は、人と語るときにも講義をするときにももの静かに小さな声で話したが、私は、生来がさつで大きな声でどなるというふうであり、また、君は、事に処するに当たつて実に慎重綿密であつたのに、私は、大ざっぱに

片づけてしまうというように、正反対といつてもよいところがあった。しかし、このようにちがったところがあったために、かえって二人は仲よくつきあうことができたのではないかと思う。そして私が君を尊敬し信頼したのは、君が静かでおだやかな姿態のなかに燃えるような正義感と何ものをもおそれぬ不屈の節操を蔵していたからである。京大事件の当時君の書いた「死して生きる途」は、人の肺腑をついて人の道を教えたものであるが、君は、これを実践したのであり、また戦後大阪市立大学の校地や学舎が進駐軍に接収されていたのをアメリカ側と根気よく折衝して回収したねばり強さは、君の内包する精神の現われであると言えよう。

若き日から恒藤恭をよく知っていたからこそ、書けた文章である。手紙「恒藤恭君を追憶する」でも述べているが、二人は相前後して京都大学に学んだ。恭がヨーロッパに留学した折には、末川はパリのGate de Lyonに出迎え、凱旋門などを案内し、いっしょにオペラを見たり、ブラス・ド・ナシオンに祭りを見に行ったことは、すでに第八章でふれた。帰国後の恒藤恭が京大経済学部から法学部に移るに際しても、末川は何かと尽力している。さらに一九三三（昭和八）年の京大事件で京都大学を去らねばならなかった時、二人は行動を共にして、大阪商科大学の招きを受けるや、いっしょに京都から大阪郊外の杉本町に通った。第二次世界大戦後の平和運動や憲法擁護でも常に行動を共にした。若き日の芥川龍之介、大学院時代以降の末川博……。類は友を呼ぶとはいうものの、恒藤恭の親友には超一流の人物が多かったと言つてよいだろう。

墓は東京都港区南青山の青山霊園にある。武蔵野の面影をとどめる樹木の生い茂る広大な墓地の一角、東十三通りの20区の18である。「恒藤家之墓」と簡素に刻まれた墓石の文字は、佐々木惣一の筆になる。墓石の背面には、「昭和十四年十二月建之」とある。義父恒藤規隆が一九三八（昭和一三）年十二月六日に亡くなって一年後、恭自身が建てたものである。

遺作スケッチ展

恒藤恭没後半年、一九六八（昭和四三）年五月二十七日から六月二日まで、大阪市北区角田町三三、梅田劇場北側二階の東宝画廊で「恒藤恭遺作スケッチ展」が開かれた。主催したのは恭の京大時代の教え子で、当時大阪市立大学の経済学部教授であった名和統一である。名和はマルクス経済学で知られ、すでにふれたが第二次世界大戦末期の大阪商科大学事件で大学を追われ、戦後復帰した力量ある経済学者である。彼は経済学部長時代には学長の恒藤恭をよく支え、あとでふれる「恒藤記念室」の生みの親ともなった人物である。名和は後年岐阜経済大学学長となった。彼は恒藤恭の絵画の並々ならぬ技を知っていたので、この企画を思い立ち、雅未亡人と相談し、成功させたのであった。遺作スケッチ展には、恭の学生時代からヨーロッパ留学中のスケッチなど約四十点、三十数冊の写生帳が出品された。近年学燈社の雑誌『国文学』（一九九二・二）に、浅野洋によつてその一部が解説つきで紹介され、話題をよんだが、遺作スケッチ展の規模はかなり大きかったようだ。

一九六八（昭和四三）年五月二十九日の『朝日新聞』夕刊（大阪版）が、この遺作展を「才能は本職ハダシノ滞欧中の作品など約四十点」

の見出しのもと紹介している。囲み記事での簡略な紹介ながら要を得ているので、以下に全文を引用する。

元大阪市大学長の恒藤恭さんの遺作スケッチ展が大阪の画廊で開かれている。法律学者で、京大事件には末川博さんらと官憲の弾圧に抵抗、学問の自由を守った人として有名な恒藤さんが、こんなに絵を愛し、また自分でも描いた人であることはあまり知られていない。それもそのはず、絵を描いたのは四十歳ぐらいまでで、それ以後は仕事に忙しくて、ほとんど絵筆をとったことがなかったという。並べられた絵は六号くらいの水彩画五点のほかはみな小さなスケッチブックからより出した滞欧スケッチで、計約四十点。エンピツやコンテに淡彩をほどこしたものだが、フランスやドイツの風景など、優雅な色調、ち密な筆致、空間のつかみ方の確かさなど、本職の画家を思わせるほどに優れた画才が見られる。恒藤さんは明治二十一年松江に生れた。中学時代から絵が好きだったらしく、遺品の中には、学生時代から小型スケッチブックが約三十冊も残されていたという。これも陳列されているが、京都、隠岐、志摩、土佐と旅をしながら描いたスケッチには、旅先での感慨をこめた和歌なども書きこまれている。大正三年ごろのスケッチブックには、風景を三角や四角や円の組合わせで描いた抽象的な試みまであり、絵画への関心の高さがしのばれる。

恒藤記念室の誕生

半世紀に及ぶ交遊のあった盟友末川博は、恒藤恭没後いくつつかの

追悼文や追悼記事を残したが、『朝日新聞』の一九六七（昭和四二）年十一月二日の夕刊の記事は、よく推敲された文章となっている。天野和夫の話では、これは用意した原稿を記者に直接手渡したものである。その一節に「恒藤君は表面はまことにおだやかで静かな学究であつたけれども、内には実に燃えるような正義感と不屈の節操を包蔵していた」とある。恒藤恭はまさに「正義感と不屈の節操」の持ち主であつた。彼の学問上の業績は、法哲学・国際法・政治思想史と幅広く、どの分野でも重きを成している。一高時代から彼は理論家であつた。筋道をたてて物事を考えることができたのである。哲学は彼の好む世界で、人間いかにいくべきかは彼の終生の課題でもあつた。

現在大阪市立大学キャンパスに偉容を誇る学術情報総合センター六階に、恒藤記念室（Tsuneto Commemorative Room）と呼ばれる部屋がある。言うまでもなく右に見たような業績を持ち、大阪市立大学初代学長恒藤恭を顕彰するために設けられたものである。記念室の計画は、一九六六（昭和四一）年十一月に恒藤恭が文化功労者として表彰された時にはじまる。彼を慕う大阪市立大学の教職員が、何かお祝いしようということになり、名和統一を委員長とする「恒藤先生受賞記念事業委員会」が結成され、募金が始まったのである。一九六七（昭和四二）年十月一日付で出された趣意書には、恒藤恭の全貌を明らかにするような、資料展示を含めた記念室の建設をうたっている。

この時の募金は計画を上回り、恒藤記念室は大阪市立大学の旧図書館閲覧室増築に合わせて完成した。『大阪市立大学報』第一九九号によると、一九七〇（昭和四五）年末に完工、一九七一（昭和四六）

年四月十九日から利用されるようになったとある。当初は所蔵資料も少なく、名目だけの記念室に甘んじていたようだ。その後、近年になって学術情報総合センターが完成し、恒藤記念室はその一室に移ることになる。八十六平方メートルの広さのスペースであり、冷暖房はむろんのこと、展示機能を具備した恒藤記念室は、その名にふさわしい内容を整えるようになった。すなわち遺族の協力を得て、人として、学者として、文人としての恒藤恭の全貌が明らかにされるような室内展示、それにおびただしい資料の収集が着実に、加速度的にはじまったのである。小磯良平の手になる肖像画、主要著作、講義ノート、水彩スケッチ画、講演原稿、新聞切抜きスクラップブック、若き日の日記(島根県立一中時代から一高時代までの、井川日記)、それに芥川龍之介や菊池寛から寄せられた手紙類である。

一九九六(平成八)年十月から翌年四月までの七か月間、大阪市立大学では、学術情報総合センター開設記念展示として、「大阪市立大学の創設と恒藤恭」の展示を行い、これらの資料を公開した。その際に恒藤恭関係の貴重な資料の多くが紹介されたのである。若き日(中学時代・一高時代)の恒藤恭の実像も、日記(井川日記)などから次第に浮かび上がるようになる。

中学時代に姉房の夫で、義兄に当たる佐藤蓮平の死に出会ったことは、恒藤恭の人生の無常を感じた最初の事件であり、それが引き金となって、イギリスの宣教師オリバー・ナイトのバイブル・クラスに出席、熱心に聖書を読んだのであった。

一方で彼は文学を愛した。中学卒業前後から、彼は『ハガキ文学』その他に毎号のように小説・随筆・小文・短歌・俳句など、さまざまなジャンルにわたる文章を投稿し、採用されていた。一高入学以

前に、すでに「海の花」という小説を『都新聞』に連載していたほどの力量をもち、一高在学中から京都大学時代には、鈴かけ次郎の名で『中学世界』に多くの少年小説を連載したセミプロ作家でもあった。こうした生い立ちにまつわる資料が、記念室にいま集約されつつあるのだ。京大事件で示した気骨ある抵抗心、第二次世界大戦後の憲法擁護と平和への提言、それらの資料もかなりあり、そこには時流を越えて真理を求めてやまない恒藤恭の精神が脈打っているのを知ることができる。

法学を専攻した彼が、冷たい理論家や実務家にはならなかったのは、若き日のキリスト教と文学の受容によるヒューマニズムの精神ともかかわろう。彼の「正義感と不屈の節操」も、淵源をここに見ることが出来る。恒藤記念室の諸資料は、彼のそうした生涯の軌跡を裏づけてくれるのである。(完)